

東松島市不妊検査・不妊治療費助成事業のご案内

不妊を心配するご夫婦や子どもを望むご夫婦が不妊検査や不妊治療を受けた場合に、費用の一部を助成します。

赤ちゃんは必ずしも希望する時期に授かれるとは限りません。早い時期からご夫婦で妊娠や出産について話し合い、心配な場合には早めに医療機関を受診しませんか。

	不妊検査費用助成	不妊治療費用助成
助成対象者	令和7年度から助成上限回数が、1子ごとで上限1回に拡充されました。 1子とは…出産または死産(妊娠12週以降の胎児の死亡)となった方です。 下記の①～④<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 検査開始日(※)の妻の年齢が43歳未満 ③ 夫婦ともに検査を受けていること ④ 申請日時点で東松島市内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可) ※「<u>検査開始日</u>」…<u>夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。</u>以下同じ。	下記の①～③<u>全て</u>に該当する方。 ① 法律上の婚姻又は事実婚関係にある夫婦 ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満 ※保険診療に準じるもの ③ 申請日時点で東松島市内に住所を有すること(夫婦のどちらかでも可) 
助成対象となる検査・治療	<u>医師が必要と認める不妊検査</u>で、検査の開始日から原則1年以内に受けたもの。 ✓ 検査開始日から原則1年以内に受けたものが対象です。 ✓ 夫婦が別々の医療機関を受診した場合も対象です。	先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関において、<u>保険診療と組み合わせて実施された先進医療</u>
助成額	<u>夫婦1組につき上限3万円</u>	<u>1回あたり上限5万円</u>
助成回数	夫婦1組につき1子ごとに1回	初回治療開始時の妻の年齢が 40歳未満⇒6回 40歳以上⇒3回 ※保険診療に準じるもの

申請期限

検査又は治療終了日から3か月以内

- ✓ 検査における申請期限は、「検査終了日」又は「検査開始日から1年を経過した日」のどちらか早い日から3か月以内です。



申請方法

申請先・問い合わせ先

東松島市役所 保健福祉部 健康推進課 予防健診係 【内線】3105
矢本保健相談センター内

申請書類

不妊検査費

申請書類
① 不妊検査費助成事業申請書(様式第1号) ② 夫婦の受診等証明書(様式第2号) ③ 東松島市に申請日時時点で住所のない方のみ住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、 マイナンバーの記載のないもの ④ (事実婚の場合)事実婚申立書 ⑤ 通帳の写し ●本助成金の申請が2度目以降の場合は①～⑤に加えて ⑥出産された場合…お子様の出生日がわかるもの 例:戸籍謄本や母子健康手帳の写し ⑥死産された場合…事実を確認できるもの 例:死産届の写し、母子健康手帳の写し

<注意点>

・①不妊検査費助成事業申請書(様式第1号)と②受診等証明書(様式第2号)、④事実婚申立書は、ホームページからダウンロードできます。

不妊治療費

申請書類
① 不妊治療費助成事業申請書(様式第1号) ② 不妊治療費助成事業に係る受診等証明書(様式第2号) ③ 東松島市に申請日時時点で住所のない方のみ住民票 ※3か月以内に発行されたもの、続柄が記載されたもの、マイナンバーの記載のないもの ④ (事実婚の場合)事実婚申立書 ⑤ 通帳の写し

<注意点>

・①不妊治療費助成事業申請書(様式第1号)と②受診等証明書(様式第2号)、④事実婚申立書は、ホームページからダウンロードできます。

以下参考です↓

不妊・不育専門相談センターのご案内

宮城県と仙台市では、「不妊・不育専門相談センター」を設置して、不妊や不育症に悩む方の相談を行っています。

● 毎週水曜日：午前9時～午前10時、毎週木曜日午後3時～午後5時まで

※いずれも年末年始、祝祭日等を除く

(1) 電話相談：専門の相談員（認定看護師等）が相談を受けます。☎ 022-728-5225

(2) 面接相談：電話相談の上、面接相談を予約することができます。（場所：東北大学病院）

※電話相談・面接相談とも1回の相談時間は30分程度です。



「不妊検査ってどんなことをするの？」
「不妊治療を受けた方がいいのかな・・・」
とお悩みの方は、まずはご相談ください！